

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 2月 3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年2月3日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 前山 章	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 2番 江口 啓子 委員 3番 中村 佐代子 委員

6. 議 事

第1号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第6項の規定による通知書	1件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第4号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件の取消し	1件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和2年度 第11号農用地利用集積計画(案)の決定案件	5件
第6号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	1件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 3 年 2 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

2 番 江口 啓子 委員 3 番 中村 佐代子 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 4 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取消し	1 件
第 5 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度 第 11 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	5 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをお願いします。第 1 号報告 18 条第 6 項の規定による通知書 合意解約-1 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 3-1 について説明を求めます。なお、譲受人の〇〇委員は退席をお願いします。

○ **事務局長** 2ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。

整理番号3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、3ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、4ページに位置図、5ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 6ページをごらんください。第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明します。

整理番号4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域であることから第2種農地と判断されます。転用目的の駐車場は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、7ページに管内図、8ページに位置図、9ページに字図の写し、10ページに現況平面図、11ページに顛末書、12ページに現況写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 今年の利用状況調査の時に見つけて所有者のところに行って、「駐車場として使うのであれば農業委員会に行って手続きせんといかんよ。」と伝えたところ「わかりました。」とおっしゃっていました。問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ 議長 続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。 なお今回は1,000㎡を超えていますので、代理人の方も出席されています。

○ 事務局長 13ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明します。

整理番号5-1を朗読。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。転用目的の資材置き場は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、14ページに管内図・位置図、15ページに字図の写し、16ページに現況平面図、17ページに土地利用計画図、18ページに造成計画平面図、19ページに断面図、20ページに始末書、21・22・23ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 現場を見に行っただけですけども南側がすごく急で、雨が降ったら崩れるんじゃないかと思う。南側に水路があるんですけども崩れた場合が。東側に中の原団地の水路があるんですけども去年でしたかね。崩れて水路が詰まったそうです。駐車場に水が溜まって住人の方から苦情がきたそうです。今回も雨が降れば崩れて水路が詰まりそうですけど、業者さんはそのあたりどうお考えか聞きたいです。

○ 議長 今の質問を答えていただく前に、先に地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○最適化推進委員 ○○委員が言われたように一緒に現場に行きまして、東側と南側。特に南側が大雨が降ったら崩れて南側の田んぼの水路に土砂が流れ込んで団地の西の水路に流れ込むんじゃないかという考えも持ちましたので、ちょっと法面をどうにかしたほうがいいんじゃないかと思います。

○ 譲受人 今出ました法面ですね。3段階で低くなそうと思っています。三段階で犬走をつけて低くですね。2mくらいにバックしようかと思っています。

- **代理人** 説明させていただきます。東側南側の法面は今まで１段だった勾配を２段にして勾配を緩やかにして法面形成をし直すということで言われています。
- **議長** そしたら私の方からなんですけども、今口で言われたことを図面上でピシッと表してもらわんと委員さんも今後こういう風にするという保証にもならないと私は思います。ですから図面に表していただかないといけません。
- **○番（○○委員）** 両方の意見聞きましたけど、やっぱり法面の工夫とそういうものを説明できる書類を出してもらって審議しないとここで「こうしますよ。」だけじゃダメと思う。
- **○番（○○委員）** さっき２段の土羽という事でしたけどこれは下にブロックを積むだとか。土羽だけだったら再度崩れる恐れがおると思うんですよ。だからせめて１段くらいはね、設置するとか計画をする必要があると思うんですよ。次回出していただくときですね。よろしくお願いします。
- **議長** それとですね。もう一つ業者さんの方をお願いすることがあります。こういう風に資材置き場をされる場合、真砂土とか砂利とか置かれると思います。そういう場合に貯水桝、まあ構造物を作らなくてもいいですけど、作っていただいて大雨の時はそこに入ると、溜まったらバックホーで溜まった土を出してそこに水たまりを作っていただくということをですね是非調整池と同じ役目をすると思いますので、こういう場所には作っていただかないと下流の方に一斉に土砂が流れ込むし、水も流れ込むのでそういう施設を是非作っていただきたいと思います。それでは今月はその図面を作っていただいて、来月審議をしていきたいと思いますので、是非そのような取り扱いをしていただきたいと思います。
- **事務局** 委員さん方から様々な意見がありまして、今回申請を受け付けた段階では、土地利用計画図なりを見た中で、土砂とか真砂土とかは法面から何m離しておきますとの回答だったんですよ。それならばと受付けて現場に行ったら、ギリギリに砂利とか置いてあってですね。委員さん達も現場を見ていただいてわかると思いますが、法面も足を踏み入れると崩れている形でして、許可基準の中に立地基準、と一般基準というのがありまして、今回は一般基準の中に土砂の流出、崩壊等の発生させる恐れがないこと、とありますので今回現場を見て農業委員さんと同じ意見であり許可基準に満たないと考えております。
- **議長** それでは今まで言われたことご理解いただけたでしょうか。それではですね、この案件に関しては継続審査ということにさせていただきたいと思います。
- **議長** 続きまして、第３号議案 農地法第５条の規定に基づく許可申請案件整理番号

5-2について説明を求めます。なお今回は1,000㎡を超えていますので、代理人の方も出席されています。

○ **事務局長** 24ページをごらんください。第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、役場から概ね500m以内の農地であることから第2種農地と判断されます。

転用目的の一般住宅及び事務所は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、25ページに管内図、26ページに位置図、27ページに字図の写し、28ページに土地利用計画図、29ページに建物平面図、30ページに建物立面図、31ページに土地利用の計画についてを添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 周りも宅地化されており、段差が多く長らく耕作されていない土地で営農もできないような土地なので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** ちょっと気になったのが近所にも犬がいるんですけどもこの土地で犬をするということですけどその辺の配慮はしてますか。うちの近所にも犬がいるんですけど、鳴き声がうるさくて高齢者にはきつく眠れない時もあります。5時のサイレンが鳴ると一斉に遠吠えすると近隣にも迷惑なんで。それと法面がありますがそこが雨などで崩れてトラブルにならないよう配慮していただきたい。

○ **譲受人** 犬に関しては私が住んでいない今の状況で隣近所の犬が吠えているのであればご理解いただけるのではないかと思います。法面に関しては嫁の実家が土木業なので泥が流れないようきっちり、犬のし尿等も配慮して排水計画も考えていただくとと思います。

○ **代理人** 今の法面の件ですけども、現在約2.5m高低差があります。この法面はそのまま活かさせていただいて、法の上にブロックを積んでですね。法下についてはユンボで50cmばかりの土堀の水路を作るようにしていて、隣接地の所有者の同意も得ています。

○ **〇番（〇〇委員）** 今一番言われているのがね、ブロックを積んだところから崩れる可能性があるからその辺を上手くね、排水関係を工夫してほしいと思います。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 32 ページをごらんください。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 について説明します。

整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域内であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地のため、農用地区域内と判断されます。転用目的の仮設道路は、一時的な利用に供するため行うものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、33 ページに管内図、34 ページに位置図、35 ページに字図の写し、36 ページに土地利用計画図、37 ページに顛末書、38 ページに現場写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 私が以前農業委員をしていた時、六年くらい前だったと思いますが、その時娘さんの家を建てるという事だったと思います。道ですが、通る道がないならばまあ問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** これは工事が終わったら農地に戻すってこと。

○ **事務局** 工事が終わったら農地に戻します。あくまでも機材の搬入口であり、宅地の進入路は北側からになります。期間は令和 4 年の 1 月 31 日までには建ててしまうということです。仮設道路を元に戻してしまうということです。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取消しについて説明を求めます。

○ **事務局長** 39 ページをごらんください。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取消しについて説明します。
整理番号 取消し-1 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。申請どおり県に進達したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 2 年度

第 11 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 41 ページをごらんください。第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 1 件、再設定が 4 件の計 5 件で、田が 14 筆 15,167.15 m²、畑が 0 筆 0 m²、合計の 15,167.15 m²となっております。

次に 79 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,395,479.24 m²、今回解約面積 11,016.73 m²、今回計画といたしまして 15,167.15 m²、現在の合計 4,399,629.66 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 43 ページをごらんください。第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。第 6 号議案を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 9 時 4 0 分